

令和2年度ものづくり企業競争力強化緊急支援事業費補助金 F A Q

- 本FAQは、公募開始後のお問合せ内容等を踏まえ、随時更新します。
 ○ 申請に当たり、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

1 応募資格等について

No.	問	答
1	「大企業」及び「みなし大企業」は本補助金の対象となるか。	補助対象者については、新型コロナウイルス感染症が県内経済に及ぼす影響等を勘案し、資本金10億円未満の中堅・中小企業としています。 なお、親会社の資本金が10億円以上であっても、自社の資本金が10億円未満であれば対象となります。
2	食品加工業は、本補助金の対象に含まれるか。	本補助金は、加工組立型のものづくり産業及びその関連産業を対象としていることから、ご質問の食品加工業は対象に含まれません。
3	当該補助金の申請は1社1件までか。	本補助金では、各社複数の提案を妨げるものではありませんので、複数ご申請いただくことも可能です。 なお、申請案件については、個々に内容を審査した上で、採否を判断します。
4	「県税の納税証明書（写）」について、どの証明書を提出すれば良いか。	県税に未納がないことについての証明書（様式第111号イ）を提出してください。 https://www.pref.iwate.jp/kensei/zei/1019672/1019676.html

2 補助対象経費について

No.	問	答
1	現場の一般作業者を対象に、新たにQCサークルを開始したいと考えているが、当該活動に従事する作業者の人件費は補助対象に含まれるか。	当該活動が事業として実施され、作業者が直接従事する時間に対し人件費が支払われる場合、当該部分の人件費を補助対象に含めることができます。